

流域関連公共下水道認可区域変更のお知らせ

合併により今市・日光・藤原の3地域で行っていた流域関連公共下水道事業が一つとなり、平成20年4月1日付けで、市の公共下水道認可区域(おおむね7年以内に下水道工事を完了する予定の区域)の見直しを行いました。

これにより流域関連公共下水道の認可区域は、市全体で2,445.8ヘクタールから2,539.8ヘクタールへ変更になりましたので、主な変更箇所をお知らせします。



▼今市地域の主な変更箇所

- 森友・土沢地内の国道121号バイパス沿線、大室地内第2杉の木台の西側(図1)
- 上板橋地内北原分譲地の北側(図2)
- 八日市地内小松原分譲地
- 倉ヶ崎地内国道121号旧道沿線(国道121号バイパスから杉並木まで)
- 大桑町地内法蔵寺・平田神社周辺の市道沿線

以上を認可区域に追加しました。

の杉並木沿線

- 瀬川地内の東武線と杉並木との間の未定住地域
- 以上の約32.2ヘクタールについては、特別天然記念物・特別史跡の日光杉並木の保護により整備ができませんため、認可区域から除きました。

- 今市地域については、1,418.8ヘクタールから1,476.0ヘクタールに区域を変更しました。

▼日光地域の主な変更箇所

- 細尾地内の東側、約13.2ヘクタール(図3)
- 以上を認可区域に追加しました。

ました。

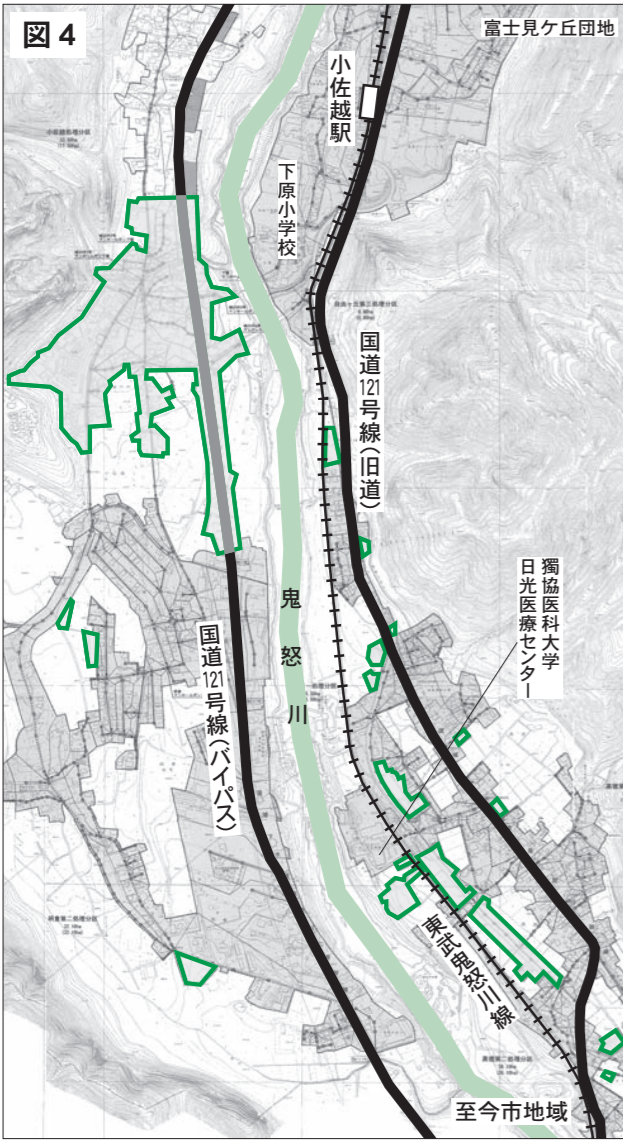
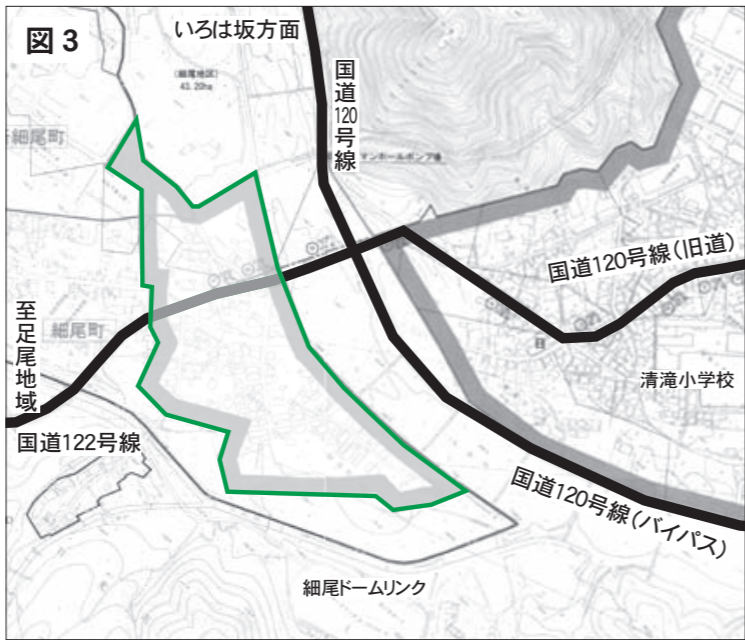
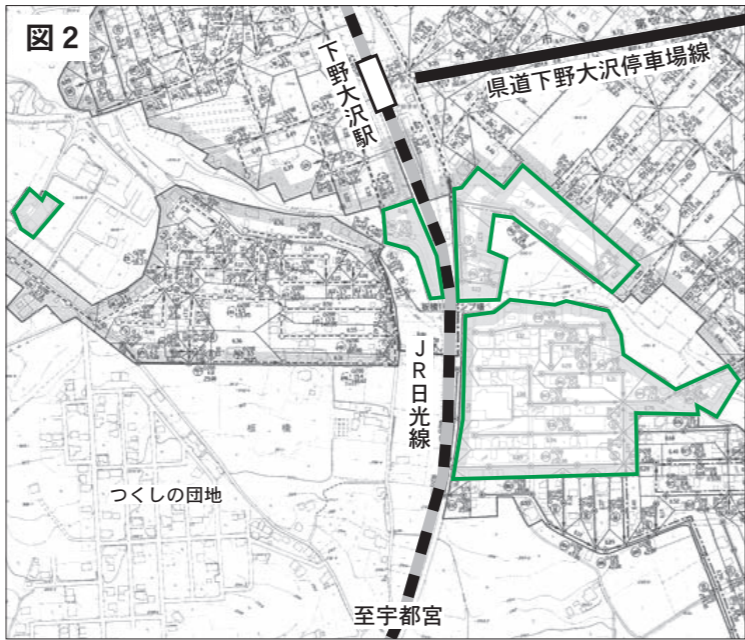
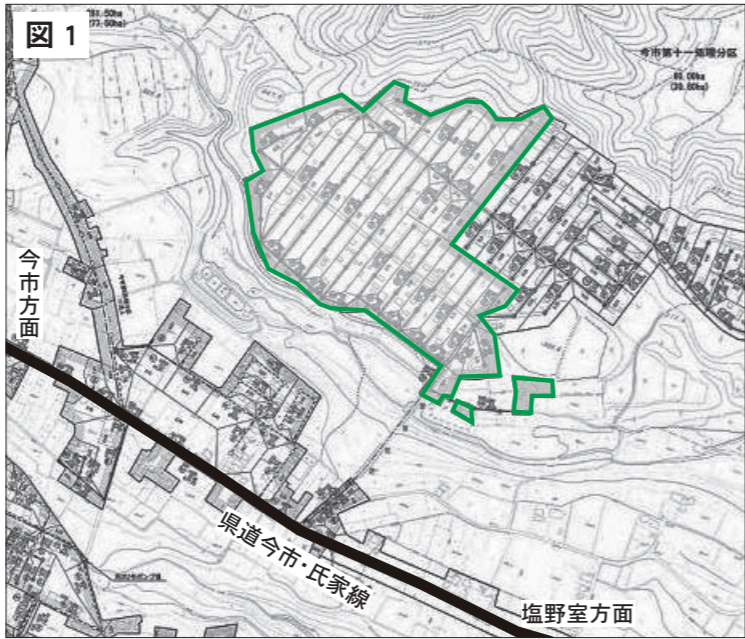
日光地域については、596.7ヘクタールから609.9ヘクタールに区域を変更しました。

▼藤原地域の主な変更箇所

- 城の内地内の定住地域
 - 高徳地内の獨協医科大学沿線、約23.6ヘクタール(図4)
- 以上を認可区域に追加しました。

ました。

藤原地区については、430.3ヘクタールから453.9ヘクタールに区域を変更しました。



※ 緑色で囲まれているのが、今回新たに認可された区域です。

下水道ワンポイント

- 下水道は多くの皆さんが利用するものです。次の点を守り、正しく利用してください。
- 市の下水管は汚水専用です。下水管に、雨水などを流さないでください。
- 水洗トイレに、トイレットペーパー以外の紙を流さないでください。
- 台所や洗面所、お風呂などの排水口に、野菜くずや油、布、ビニール、薬品、ガソリンなどを流さないでください。
- マンホールの中に、ごみや土砂を流さないでください。

くわしくは
下水道課 下水道施設係
☎ 21-5150